

1. 生活交通ネットワーク計画に記載が必要となる事項

- 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要※1
- 6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧※1
- 7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
- 8. 車両の取得に係る目的・必要性※2
- 9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果※2
- 10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額※2
- 11. 協議会の開催状況と主な議論
- 12. 利用者等の意見の反映
- 13. 協議会メンバーの構成員

※1：陸上交通の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用するため、記載の対象外」

※2：補助対象期間内での車両の新規購入がないため、記載の対象外

2. 生活交通ネットワーク計画の内容

2-1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 背景と目的

豊川市は旧4町との合併により市域が広くなりましたが、市内のバス路線については合併前の状態のまま運行しています。

市民の移動ニーズは主に市の中心部にありますが、市の中心部から離れた地区ほど自家用車に依存せざるを得ない状況にあり、市内の移動の足としての役割を十分果たしていない状況です。

また、バス利用者の減少によって、行政負担が増加している状況です。

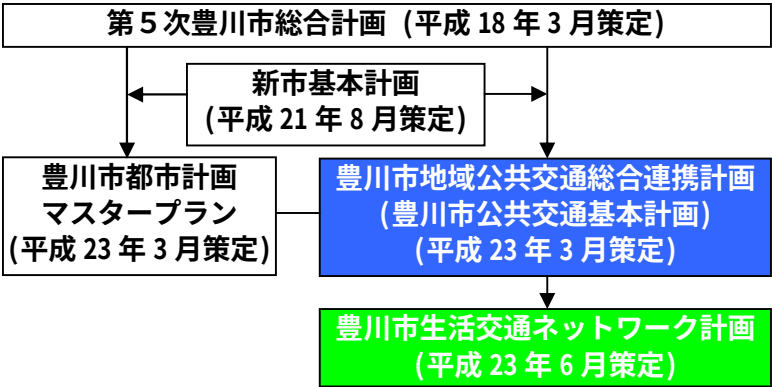
このため、豊川市では現在の市委託バス路線を再編し、本格的な高齢化社会の到来に備えて、目的や需要に応じた効率的な路線への見直しを行い、市域を一体化するために、地域公共交通確保維持改善事業に取り組みます。

(2) 必要性

豊川市では、平成23年3月に、市域全体の公共交通の基本的なあり方を定める「豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）」を策定しました。

この計画に基づいて新設バス路線による運行を平成23年10月1日から開始することを予定するなど、具体的な取り組みを行うこととしています。

これら生活交通の確保を総合的な施策により確実に実行し、かつ継続していくため、生活交通ネットワーク計画を策定し、地域公共交通確保維持改善事業に取り組むことが必要です。



(3) 計画期間

地域公共交通確保維持改善事業の補助対象期間との整合性を考慮して、平成23年10月～平成26年9月の3年間とします。

2-2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）」で掲げた将来像、基本方針、目標の実現に向けて取り組みます。

将来像	市域全体を一体化し、みんなで支える公共交通ネットワークづくり
基本方針	(1) 市域全体の一体性を高める路線と地域に合った路線を、それぞれの役割に応じたサービスで導入 (2) 公共交通の利便性を高め、移動制約者が移動しやすい交通体系 (3) 行政、交通事業者、市民・地域・利用者が、それぞれの役割により協働で公共交通を支える仕組みづくり (4) 定期的な公共交通の評価の実施、継続的な路線の見直し・改善

基本目標	(1) 鉄道や民間バス路線と連携し、各路線の役割分担を明確にして公共交通ネットワークをつくれます (2) 人口や施設の分布状況により、市域をいくつかのエリアに分けて路線をつくれます (3) 市民の移動ニーズやまちの活性化など、目的に合った路線とします (4) 地域特性や需要に応じた交通システムを採用します (5) 利用しやすい料金体系にします (6) 地域で必要な路線の運行確保は、地域主体とします (7) 公共交通利用促進に繋がる様々な取り組みを行います
------	---

目 標		現状 (基準年)	数 値 目 標
目標1	市内を運行するバス路線※の利用者数の増加	49,807人/年 (H21実績)	9万人/年
目標2	公共交通の利便性の市民満足度の向上	42.9% (H21実績)	48%
目標3	地域主体で検討したバス路線の運行実施地域数の増加	0地域 (H21実績)	4地域
目標4	市内を運行するバス路線の収支率の向上	14.8% (H21実績)	13% (地域路線：15%)

※「市内を運行するバス路線」については、市内と市外を結ぶバス路線は除きます。

(2) 事業の効果

定量的な目標を達成することにより、次の効果が期待されます。

- ・豊川駅、国府駅、諏訪地区を交通結節点とする市域を一体化するネットワークの構成により、市の中心部へのアクセス利便性の向上
- ・公共交通の満足度の向上による公共交通の利用者数の増加
- ・地域主体で取り組む路線の増加による公共交通の利用意識の向上
- ・市の面積に占めるバス利用勢圏のカバー率の向上
- ・効率的な運行により、適切なサービス水準で持続性のある生活交通の確保

2-3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 生活交通ネットワークの構築に向けた路線の役割分担と位置づけ

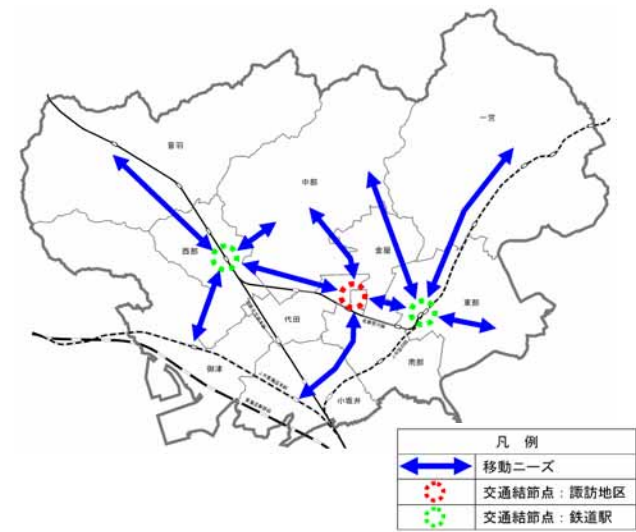
以下の役割のうち、生活交通ネットワークの運行系統として、基幹路線と地域路線を位置づけます。

区分	役 割	対 象
広 域 路 線	市内と市外を結ぶ路線で、広域的な移動の役割を担い、鉄道と民間バス事業者が主体となって運行する。	・ J R 東海道本線・飯田線 ・ 名鉄名古屋本線・豊川線 ・ 豊鉄バス新豊線 ・ 名鉄バス東部西浦豊橋線
基 幹 路 線	市内の交通結節点を結び、地域を相互に連絡するバスで、通院や買物に加え通勤・通学など日常的な移動のための役割を担い、行政や交通事業者が主体となって確保する。	・ 行政が検討
地 域 路 線	主に地域内を運行し、広域路線や基幹路線の交通結節点に連絡する公共交通で、移動制約者を中心とした移動のための役割を担い、地域が主体となって確保する。	・ 地域においてそれぞれの地域が検討
交 通 結 節 点	異なる公共交通手段や路線の乗換えのための役割を担い、人が多く集まる場所となるので、行政と交通事業者などの協力によって乗換え空間を確保する。	・ 市役所や各支所付近 ・ 市街地の主要施設 ・ 主要な鉄道駅

(2) 生活交通ネットワークの骨格

①基幹路線

通院目的や買物目的の移動ニーズに合わせて、下図の骨格に応じたルートを基幹路線として新規に設定します。交通結節点は名鉄国府駅、諏訪地区、J R 豊川駅の3箇所とします。



②地域路線

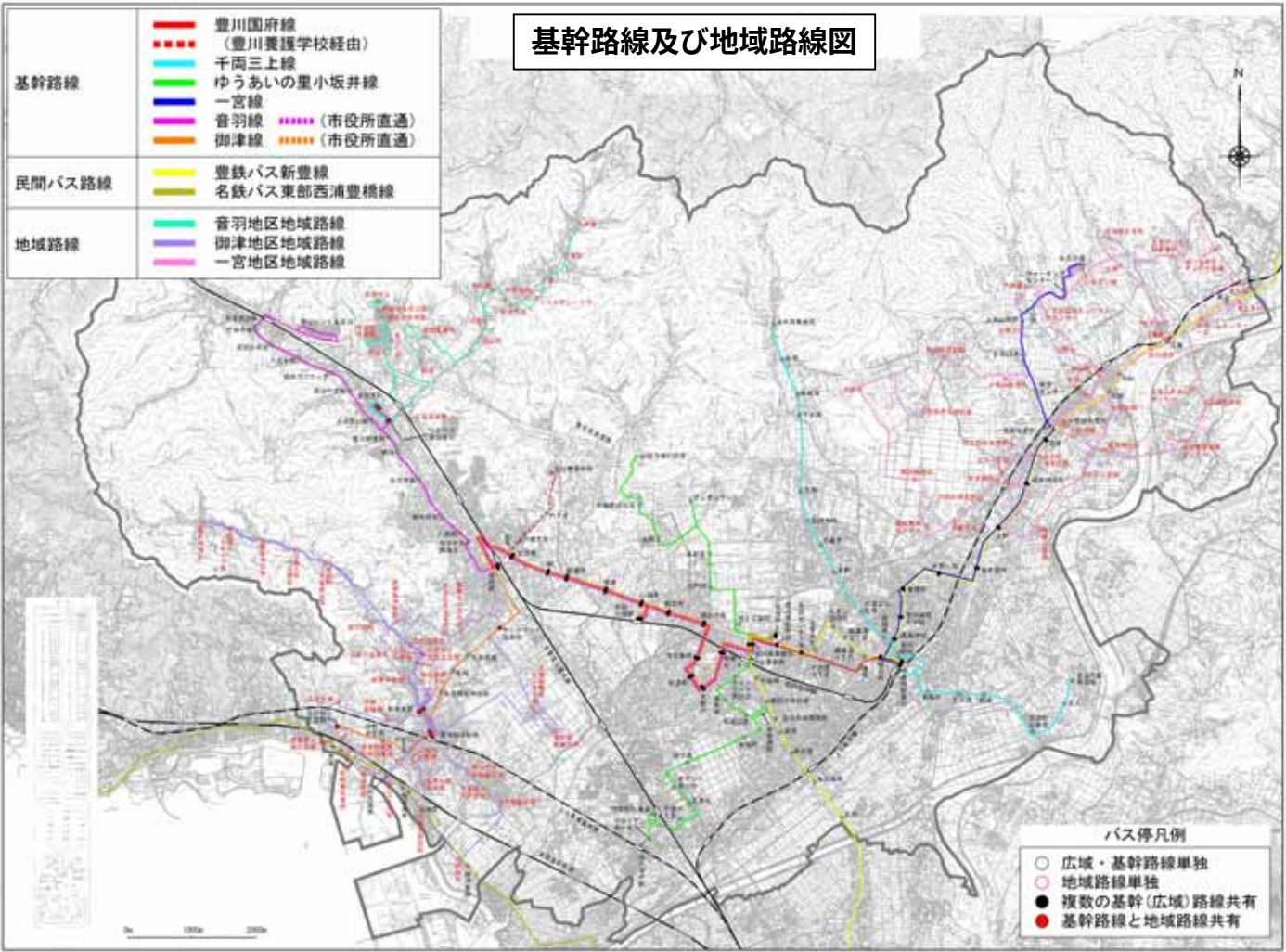
合併前の旧町の地区で運行されている路線を、地域路線として再編します。地域路線は、各地区で立ち上げた運営協議会が主体となって検討を行い、新規に路線を設定します。



(3) 運行系統の概要

①運行路線

生活交通ネットワークの骨格や現在の運行路線を踏まえて、右上図の次のように新規に路線を設定し、運行を行います。



②運行時間帯

- ・ 基幹路線：通院や買物目的の移動時間帯に合わせて、概ね7時半以降から19時台
- ・ 地域路線：各地域の状況に応じた運行時間帯

③運行頻度・使用車両

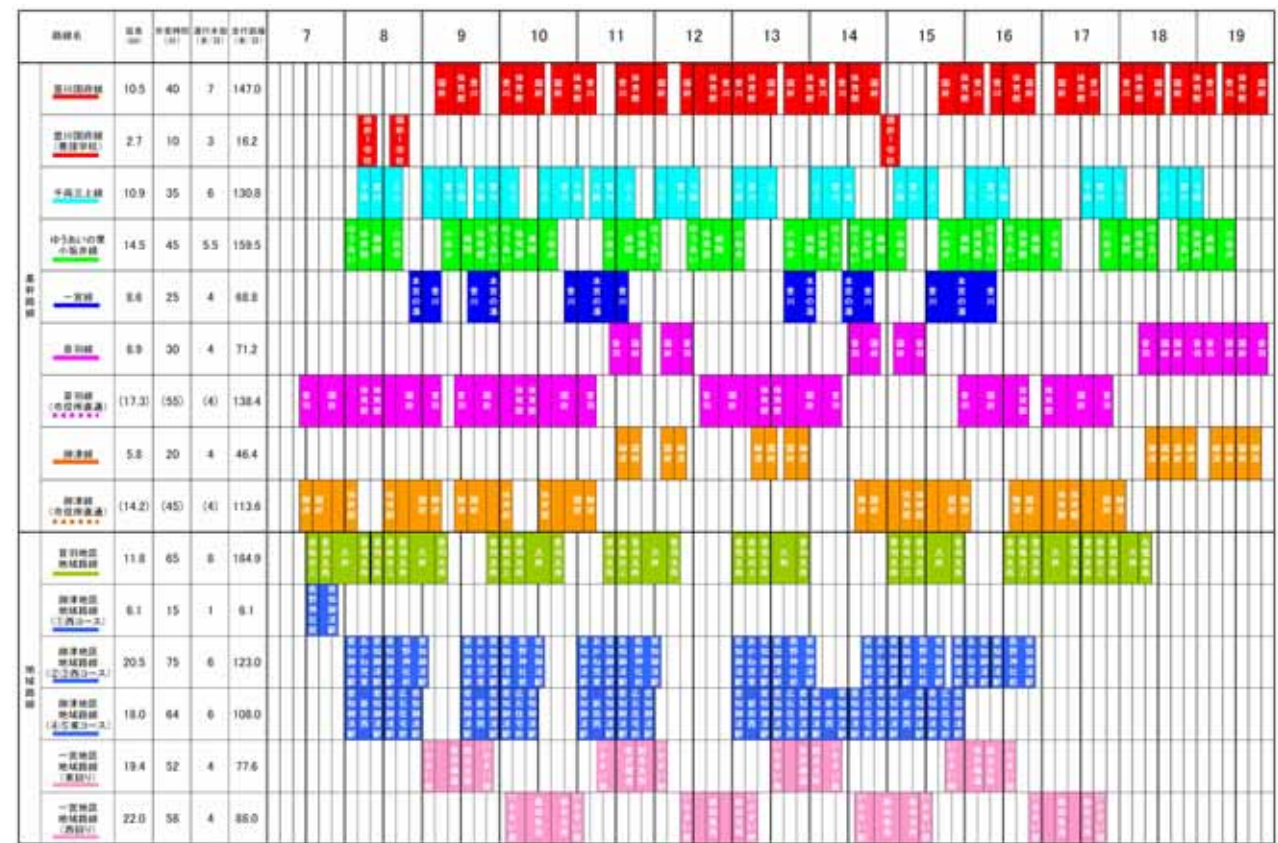
	路線名		運行本数 (往復)	運行日	使用車両
基幹 路線	豊川国府線		7本/日	毎日	小型バス1台
		養護学校経由	3本/日	毎日	
	千両三上線		6本/日	毎日	ジャンボタクシー1台
	ゆうあいの里小坂井線		5.5本/日	毎日	ジャンボタクシー1台
	一宮線		4本/日	毎日	中・大型バス1台
	音羽線	国府駅止まり	4本/日	毎日	ジャンボタクシー1台
		市役所直通	4本/日	毎日	
	御津線	国府駅止まり	4本/日	毎日	ジャンボタクシー1台
		市役所直通	4本/日	毎日	
地域 路線	音羽地区 地域路線		8本/日	毎日	ジャンボタクシー1台
	御津地区 地域路線	① 西コース	1本/日	月～金曜日	ジャンボタクシー1台
		②③西コース	6本/日	月・水・金曜日	
		④⑤東コース	6本/日	火・木・土曜日	
	一宮地区 地域路線		4本/日	火・水・木 土曜日	ジャンボタクシー1台

④運行ダイヤ

運行ダイヤは、以下の1)～3)に示す考えで設定します。

- 1) 対象とする利用目的の移動時間帯に合わせるようにします。
- 2) 交通結節点で乗継がしやすいようにします。
- 3) 利用者にとって分かりやすくします。

運行ダイヤ

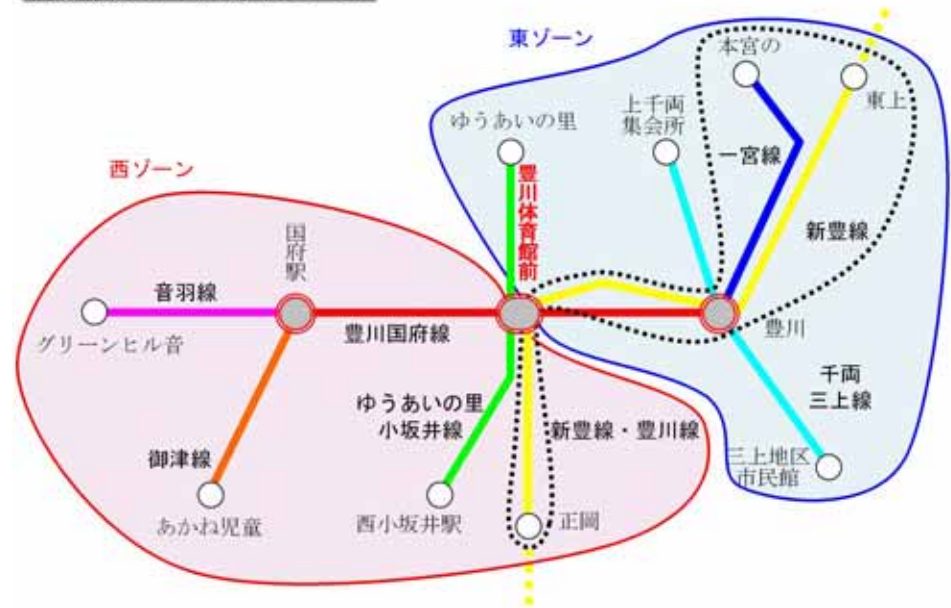


⑤料金

料金体系は、「豊川体育館前バス停」をゾーンの境界として2ゾーンに分割します。

- ・基幹路線：初乗り200円 ゾーンを跨ぐ場合100円加算
- ・音羽地区地域路線：初乗り200円
- ・御津地区地域路線：初乗り100円
- ・一宮地区地域路線：初乗り100円

料金体系のゾーン分割（2ゾーン）



※ 同一ゾーン内でも、破線内の路線へ乗り継ぐ際は、別途初乗り料金が必要となります。

＜各路線へのゾーン制の適用＞

広域路線	豊鉄バス新豊線 ・豊川線	・ゾーン制を適用（ただし、他の路線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車）
	名鉄バス東部 西浦豊橋線	・ゾーン制は適用しない。 ・他の路線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車
基幹路線	一宮線を除く路線	・ゾーン制を適用
	一宮線	・ゾーン制を適用（ただし、他の路線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車）
地域路線	音羽地区地域路線	・西ゾーン内の路線として扱い、ゾーン制を適用
	御津地区地域路線	・基幹路線の御津線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車
	一宮地区地域路線	・基幹路線の一宮線への乗継は、乗継先の初乗り料金を支払って乗車

＜その他の料金設定＞

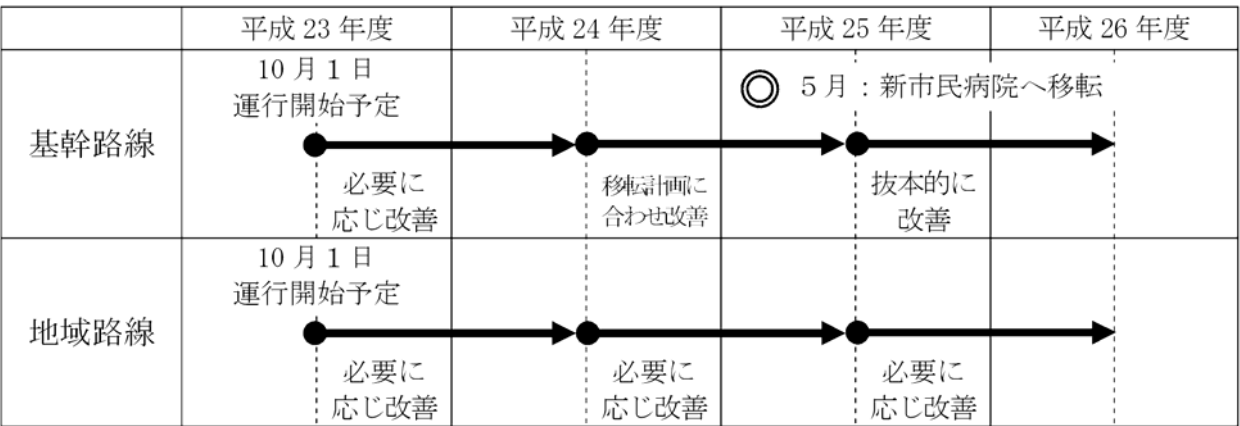
- a. 未就学児と同伴者1人につき1人まで：無料
- b. 小学生：半額（※御津地区地域路線では、小学生は通常料金を適用）
- c. 身体障害者手帳及び療育手帳を所持している方と、その付添人1人：半額

（4）運行期間

平成23～25年度の3年間は、軽微な改善を行いながら運行を実施します。

基幹路線については、平成24年度は平成25年5月の連休明けに予定される新市民病院の移転計画に合わせた改善を行い、平成25年度は豊川市地域公共交通総合連携計画（豊川市公共交通基本計画）の中長期事業期間に備えた抜本的な改善を行い、平成26年度以降に運行を実施する計画です。

地域路線については、平成23年10月1日に運行開始予定の3地区以外の新たな路線については、運行準備が整い次第、順次運行を開始します。



※矢印は生活交通ネットワーク計画としての3ヵ年の運行期間を示します。

（5）運行事業者の決定方法

- ①選定方法：公募型の総合評価落札方式
- ②選定者：運行事業者選定委員会の選定委員
- ③スケジュール

- 1) 公募受付開始 平成23年5月30日（月）
- 2) 参加表明書提出期限 平成23年6月6日（月）
- 3) 質問書提出期限 平成23年6月6日（月）
- 4) 質問への回答 平成23年6月9日（木）
- 5) 提案書提出期限 平成23年6月13日（月）
- 6) 運行事業者選定 平成23年6月 日（ ）

④選定事業者

	路 線	選定事業者
基幹路線	豊川国府線	豊鉄バス(株)
	千両三上線、音羽線、御津線 ゆうあいの里小坂井線	豊鉄タクシー(株)
地域路線	音羽地区地域路線	豊鉄タクシー(株)
	御津地区地域路線	豊鉄タクシー(株)
	一宮地区地域路線	豊鉄タクシー(株)

(6) 地域公共交通確保維持改善事業の活用路線

補助事業の基準への適合性を考慮して、陸上交通の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下、地域内フィーダー系統と略す。）」を活用することとし、基幹路線 5 路線、地域路線 1 路線を対象とする。

路線区分	補助対象系統	補助対象事業者
基幹路線	豊川国府線 （豊川養護学校を経由する系統は除く）	豊鉄バス株式会社
	千両三上線	豊鉄タクシー株式会社
	ゆうあいの里小坂井線	
	音羽線（市役所直通系統のみ対象） 御津線（市役所直通系統のみ対象）	
地域路線	一宮地区地域路線	

2-4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

（単位：千円）

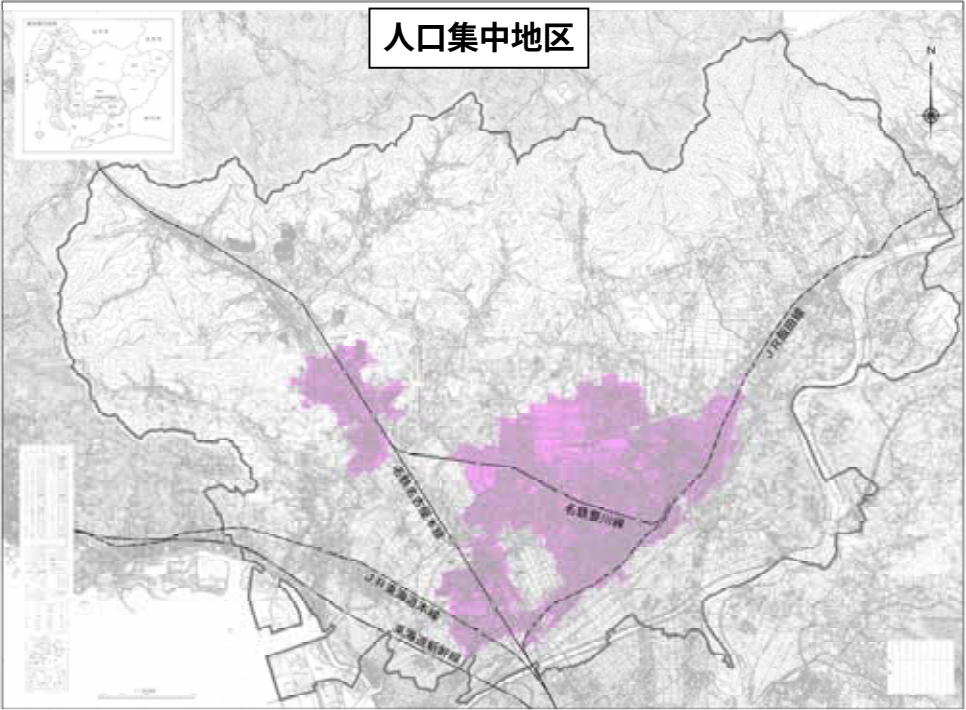
補助対象事業者	総事業費	国	県	市	事業者
豊鉄バス(株)	(100.0%)	(%)	(0%)	(%)	(%)
豊鉄タクシー(株)	(100.0%)	(%)	(0%)	(%)	(%)

※国庫補助額が確定次第、記載します。

2-5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

（単位：人）

	人口
人口集中地区以外	74,965
交通不便地域	—



2-6. 協議会の開催状況と主な議論

開催年度	会議回数	会議開催日
平成 2 0 年度	第 1 回会議	平成 2 1 年 2 月 1 3 日（金）
平成 2 1 年度	第 2 回会議	平成 2 1 年 5 月 1 日（金）
	第 3 回会議	平成 2 2 年 1 月 2 5 日（月）
	第 4 回会議	平成 2 2 年 3 月 3 0 日（火）
平成 2 2 年度	第 5 回会議	平成 2 2 年 7 月 2 0 日（火）
	第 6 回会議	平成 2 2 年 1 0 月 2 6 日（火）
	第 7 回会議	平成 2 3 年 1 月 1 8 日（火）
	第 8 回会議	平成 2 3 年 3 月 2 3 日（水）
平成 2 3 年度	第 9 回会議	平成 2 3 年 5 月 2 4 日（火）
	第 1 0 回会議	平成 2 3 年 6 月 2 4 日（金）

2-7. 利用者等の意見の反映

（1）市民の日常的な交通利用実態及び公共交通の潜在需要やニーズを把握するため、公共交通に関するアンケート調査を実施した。

【実施時期】平成 21 年 8 月 26 日発送

（2）現在の利用者の満足度や改善要望等を把握するため、バス利用者アンケート調査を実施した。

【実施時期】平成 21 年 10 月 15 日配布

（3）住民との「公共交通に関する意見交換会」を中学校区単位で 9 回開催し、意見や要望を把握した。

【実施時期】平成 22 年 2 月 3、5、9、12、16、19、22、24、26 日

（4）合併した小坂井地区の住民の日常的な交通利用実態及び公共交通の潜在需要やニーズを把握するため、公共交通に関するアンケート調査を実施した。

【実施時期】平成 22 年 6 月 30 日発送

（5）住民との「バス路線再編に関する説明会」を中学校区単位で 10 回開催し、意見や要望を把握した。

【実施時期】平成 22 年 11 月 13、14、20、21、28 日（各日午前・午後開催）

（6）住民との「公共交通に関する説明会」を中学校区ごとに分けて 6 回開催し、意見や要望を把握した。

【実施時期】平成 23 年 2 月 10、11、12（午前・午後）、19（午前・午後）日

（7）豊川市地域公共交通総合連携計画（案）に関するパブリックコメントを、平成 2 3 年 2 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 2 日まで行い、1 2 件の意見が寄せられた。

2-8. 協議会のメンバー構成

豊川市地域公共交通会議の委員として、主宰市 3 名、都道府県 1 名、交通事業者及び事業者団体 4 名、地域住民・利用者 8 名、地方運輸局 1 名、運転者が組織する団体 1 名、道路管理者 3 名、都道府県警察 1 名、学識経験者 2 名の、計 2 4 名で構成しています。